告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

①　自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼

②　指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼

③　自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼

④　公表前における設計金額、予定価格、入札金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取

⑤　公表前における総合評価落札方式の技術点に関する情報聴取

⑥　公表前における発注予定に関する情報聴取

⑦　公表前における入札参加者に関する情報聴取

⑧　その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

⑯　その他　詳細については、入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ikutoshi Tomita, Director General of Tokai Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Improvement Work Phase 1 of Kasugai-Takayama Construction Section of Shin-kottsu Irrigation Canal in Shin-nobi Agricultural Land Disaster Prevention Project (Ⅱ)

⑷　Time-limit for the submission of application forms : 5 : 00 P.M., 9 March, 2020

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system and relevant documents for qualification : 5 : 00 P.M., 13 April, 2020, in case of submission of tenders by documents : 5 : 00 P.M., 13 April, 2020

⑹　Contact point for tender documentation : Chizuru Kondo, Adjustment Section, Design Division, Rural Development Department, Tokai Regional Agricultural Administration Office, 1―2―2 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya city, Aichi prefecture, 460―8516, Japan. TEL 052―201―7271 ex. 2614

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結は、当該工事に係る令和２年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和２年２月21日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　鈴木　　亘

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第28号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　新千歳空港　末端取付誘導路新設外工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　北海道千歳市

⑷　工事内容　末端取付誘導路：Ｎ＝２箇所、土工（（土砂掘削：Ｖ≒22,000㎥）・（路床盛土：Ｖ≒13,400㎥））、舗装工（（下層路盤：Ａ≒25,800㎡）・（上層路盤：Ａ≒21,000㎡）・（基層（再生粗粒度As混合物：ｔ＝８㎝）：Ａ≒8,400㎡））、航空灯火（誘導路照明施設）：一式

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和３年３月12日まで。

⑹　使用する主要な資機材　火山灰：Ｖ≒17,200㎥、再生骨材：Ｖ≒9,600㎥、アスファルト合材：Ｗ≒4,550ｔ、航空灯火基台：一式、航空灯火基台保護板（支給材）：一式

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒀　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な直接工事費及び間接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、予定価格作成の為の参考とする「見積活用方式」の試行工事である。

⒁　本工事は、建設業における中長期的な担い手確保を目的に、受注者からの申し出により本工事を通じたインターンシップを受け入れた際には、これに要した経費を設計変更にて計上できる「インターンシップ支援試行工事」である。

⒂　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、発注者へ協議を行い、協議が整った場合に週休２日での施工を行うことができる。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「舗装」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成16年度以降に、次のアの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　着陸回数年間５万回以上の供用中の空港等において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

イ　供用中の空港等において、空港基本施設のアスファルト舗装の施工実績（維持補修を除く。）を有すること。

※「空港等」とは、空港法（昭和31年法律第80号）で定める空港又は共用空港をいう。

※「空港基本施設」とは、滑走路、着陸帯、誘導路及びエプロンをいう。

※「維持補修」とは、交通に支障を及ぼすような破損に対する緊急な措置や比較的局部的な措置をいう。